

岩手県ダンススポーツ連盟会計処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本連盟の資産及び会計を適切に管理するため必要な事項を定めるものとする。

(会計区分)

第2条 本連盟は、一般会計と特殊事業などの特別会計を設けることができる。

(経理責任者)

第3条 経理責任者は会長とする。経理責任者に事故あるときは、常務理事会が指名する者がこれに代わって職務を代行する。

(経理事務担当者)

第4条 経理事務担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を担当する。

(金銭の出納)

第5条 金銭の受領に際しては領収書を発行し、支払いに際しては相手先の領収書を收受しなければならない。

2 一回の支出金額が1万円以下のものについては、経理責任者の承認で支払いできるものとする。

3 一回の支出金額が1万円超3万円以下のものについては、経理責任者の承認で支払いをし、次回の常務理事会若しくは理事会に報告するものとする。

4 一回の支出金額が3万円を超えるものについては、議案書に基づいて申請し、常務理事会若しくは理事会の承認を必要とする。

(金銭の保管)

第6条 金銭は経理責任者によって厳重に管理されなければならない。

2 10万円を超える現金は遅滞なく金融機関に預け入れなければならない。

(金銭の残高照合)

第7条 経理事務担当者は出納の都度、金銭の残高照合を行わなければならない。

2 経理責任者は毎月末、金銭の残高照合を行わなければならない。

(金銭の残高過不足)

第8条 金銭に過不足が生じた場合には、経理事務担当者は経理責任者に速やかに報告して指示を受けなければならない。

(金融機関との取引)

第9条 取引金融機関の決定については、常務理事会若しくは理事会の承認を必要とする。

2 金融機関の口座は本会の名義を原則とするが、会長の承認があった場合には他の名義で口座の開設をすることができる。

3 金融機関との取引に使用する印鑑は経理責任者又は経理事務担当者が保管する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成11年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。